

仕様書

1 業務名

令和6年度 薬物乱用防止啓発業務委託

2 業務の目的

多角的に薬物乱用防止啓発を行うことで県民の薬物乱用防止意識を醸成し、もって県民の薬物乱用防止を図ること。また、近年では特に、大麻事犯の検挙人員における10代、20代の割合が過半数を占めていることなどに鑑み、若年層に対する啓発を積極的に実施する。

なお、薬物乱用とは、麻薬・覚醒剤・大麻・指定薬物等の違法薬物及び危険ドラッグの使用、医薬品のオーバードーズ（OD）等をいう。

業務を行うにあたり目標とする具体的な成果（アウトカム）は[別表1](#)のとおり。

3 業務内容

(1) 年間スケジュールの作成

本業務を着実かつ効率的に実施することのできる年間スケジュールを作成する。

なお、スケジュールには、「誰が」「何を」行うかを分かりやすく記載する等の工夫をすること。

また、スケジュールの作成にあたっては、あらかじめ発注者の確認・調整等に必要期間を設ける等無理のない計画とすることに留意する。

(2) 啓発手法等の企画、提案及びその実施

別表1の成果（アウトカム）を達成することを目的とし、以下の**ア～エ**のそれぞれについて効果的な企画をできるだけ具体的に提案し、実施する。

また、別表1の内容に加え、薬物乱用問題の情勢を随時踏まえながら、効果的と考えられるテーマが他にあればその内容についても同様に企画・提案し、その実施について発注者と協議すること。

ア 手法（波下線部分は必須）

参考として以下に例を示すが、波下線部以外の事項については各提案者の企画によるものとし、必ずしも全て実施しなければならないということではない。

なお、広告業務等においては、薬務課ホームページ（[参考①](#) [参考②](#) [参考③](#) [参考④](#)）をLPとして設定することで効果的に啓発を行うことも可能である。

〈例〉

○ 広告業務

・ SNS 広告（X 広告*は必須）、WEB 広告、交通広告等（啓発するテーマごとの内容を踏まえた広告文章等の制作業務を含む）。

※薬物乱用に繋がるキーワードの投稿等を行ったユーザーに広告を表示する等効果的な啓発を行う。

・ 広告に使用する動画、静止画等の制作業務。

・ 報道機関（テレビ、ラジオ、新聞、雑誌、地域情報誌、フリーペーパー等）との連携による各種メディアでの広報業務。

- 啓発資材の作成、配布（作成例は別紙1及び別紙3-1～3-3参照）
 - ・啓発資材（グッズ、リーフレット[※]等）の作成及び配布。
 - ※別紙3-2は令和6年6月現在で約7万部の在庫があるため、この在庫から配布することが可能。
- 若年層向けの街頭キャンペーン企画・運営業務（実施例は別紙2参照）
 - ・若年層に対して、直接、薬物乱用防止を呼び掛けるための街頭キャンペーンを開催。（開催場所の許可取り、当日配布する啓発資材等の作成及び袋詰め等の業務を含む。）
 - ※街頭キャンペーン：1回以上の開催は必須
- 若年層に対する啓発効果の高いコンテンツの制作業務
 - ・若年層に人気のあるタレントやキャラクター等を起用したコンテンツ（動画、静止画、グッズ及びイベント等）を企画・制作し、啓発に活用する。

イ 実施期間

各報告書（「（7）報告書の提出」参照）を、令和7年3月24日(月)までに提出することに留意する。

ウ 数値目標及び想定される効果

本業務を行うにあたり、目標とする指標及びその数値を示すこと。また、目標とする指標及びその数値について、その選定根拠を当該目標の達成により想定される効果とともに示すこと。

なお、デジタル面以外での広告における効果測定に関する数値については、各媒体の管理者等が提供するデータを活用して差し支えない。

エ ターゲット

（3）啓発活動の指針となるキャッチコピーの制作（実施は必須だが提案は任意とする）

危険ドラッグに対する当県の姿勢を明確に示すためのキャッチコピー[※]を制作し、各啓発活動時に使用する。使用するキャッチコピーは、受注者が契約締結後に提案し、発注者との協議のうえ決定する。

※県内の危険ドラッグを撲滅させようとする意思・姿勢を、若年層にも伝わりやすい言葉で表現したもの

（4）啓発資材等の作成及び配送（「（1）（ア）啓発資材の作成、配布」等とは別に行うものであるが、同じ品目を作成してもよい。）

関係機関が実施する街頭キャンペーン等において配布する啓発資材等を以下のア及びイのとおり作成し、配送する。なお、作成する啓発資材の仕様については発注者との協議を行い、決定する。

ア 啓発資材(作成例は別紙1参照)

啓発資材は原則3種類、計2万個程度作成する。なお、このうち1種類についてはウェットティッシュ(1万個以上)とする。啓発資材の作成にあたっては、既存のデザインを使用することも可能である。

※原則、配送先は神奈川県内の9ヶ所(薬務課含む)。ウェットティッシュのみ、30~50ヶ所(薬務課含む)へ配送する。ただし、発注者の求めに応じて、配送先を追加する場合がある。

イ リーフレット(仕様は別紙3-1~3-3参照)(実施は必須だが提案は任意とする)

原則、既存のリーフレット(別紙3-1)の増刷を行う(3万部程度)。

なお、既存リーフレットのデザインや文章に関する修正を行う場合、発注者の求めに応じて受注者が編集業務を行う。この際、発注者が受注者に元データ(AIデータ、pptxデータ等)の提供を行う。なお、元データに使用している写真等に関する著作権及び肖像権等に係る許諾の取得は不要とする。

また、新規のリーフレットを作成する場合は発注者と受注者との間で協議を行い、受注者が作成する。

※原則、配送先は薬務課のみ。ただし、発注者の求めに応じて、配送先を追加する場合がある。

(5) その他

(1)~(4)の他、必要となる業務について、発注者からの求めに応じてその都度協議のうえ対応する。

4 SNS広告出稿時に利用するアカウント

- (1) 発注者が所有しているアカウントを利用する(Instagram、Facebook及びXアカウントを令和5年11月頃に開設済み。各アカウントについて行っている手続きは開設手続きのみであるため、広告出稿に伴い必要になる手続きがあれば受注者が設定する。)なお、当該アカウントのユーザーID等については別途受注者あてに通知する。
- (2) 広告出稿に利用するアカウントにおいて、当該SNSにおける広告出稿期間中においては、広告を閲覧したユーザーからのコメント等が寄せられた場合、受注者が随時確認し、その旨について発注者に通知すること。

5 広告等に使用する動画等の作成について

- (1) 本業務において、受注者は発注者が所有するデザイン等(別紙1で使用しているデザイン及び別紙3-1~3-3、別紙4-1~4-2)を使用することができる。
- (2) 広告の表示形態に合わせた動画、静止画等を新たに作成する場合は、広告開始の概ね1ヶ月前までに受注者あてに提出する。この際、受注者が作成イメージを発注者に提案し、協議のうえデザイン等を決定する。なお、成果物に対する権利は、その生じた時点から発注者に帰属するものとする。

6 広告実施計画の作成等

- (1) 受注者は、広報実施計画を、広報を開始する概ね2週間前までに発注者に提出する。
- (2) SNS広告出稿時に設定する表示条件は、発注者との協議のうえ受注者が設定する。なお、設定する条件を変更する際は、発注者と協議を行うこと。

7 報告書の提出

- (1) 受注者は、発注者から業務の実施状況の確認を求められた際は、適宜状況報告を行う。また、契約期間中、必要に応じて発注者と受注者の間で協議を行い、発注者の合意のもと、以降の業務実施計画について修正を加えることができるものとする。
- (2) 受注者はインプレッション数・バナーのクリック数等に関する時間別、曜日別、男女別、年代別及びデバイス別等の広告実績及びキャンペーンの参加者数等の報告書を毎月作成し、「月報」として各月の広告期間終了後1週間以内を目安に発注者に提出する。
デジタル面以外での広告における実績数値については、各媒体の管理者等が提供する効果測定に関するデータを活用すること。
- (3) 令和7年3月度における上記の各報告書については、令和7年3月24日(月)までに提出すること。

8 その他

- (1) 受注者は、本仕様書にない事項又は仕様について生じた疑義については、発注者と協議するものとする。
- (2) 啓発資材の作成にあたっては、[「神奈川県プラスチック資源循環推進等計画」](#)及び[「神奈川県障害者就労施設等からの物品等の調達に関する方針」](#)に留意すること。
- (3) 薬物乱用防止に係る啓発を行う際には、以下の事項に留意すること。
 - ・科学的根拠に基づく正確な情報によるものであること。
 - ・必要以上に恐怖を煽るような表現は避けること。
 - ・薬物相談窓口を紹介し、相談を促す等、薬物に悩む方々へ配慮すること。

別表 1

	テーマ、内容	対象薬物	ターゲット	アウトカム
①	危険ドラッグの新たな形態について（グミ、クッキー等） 参考（産経新聞社 HP）	危険ドラッグ	全県民	危険ドラッグだと気づかずに摂取してしまうことを防ぐ
②	危険ドラッグの危険性（“合法なものであっても安全とは限らない”） 参考（神奈川県 HP）		全県民 （主に 40 歳未満）	危険ドラッグがどのようなものなのか、身体にどのような影響があるのかを認識させ、危険ドラッグの使用を防ぐ
③	「医薬品OD対策」 生きづらさを抱える人に対するメッセージ（“大切なあなたの人生を守りたい”等）＋悩み事の相談先を提示 参考（NHK HP）	医薬品（市販薬、処方薬）	若年層（30歳未満）	生きづらさ等の悩みを要因とする医薬品ODを防ぐ
④	大麻の有害性について 参考（政府広報オンライン HP）	大麻	全県民 （主に 30 歳未満）	大麻の有害性に関する正しい知識を習得させ、大麻の乱用を防ぐ
⑤	海外における大麻の規制状況について 参考①（NHK HP） 参考②（日本ヘルスコミュニケーション学会誌） 参考③（CNN HP）			海外における大麻の規制状況や大麻の危険性を適切に理解させることで大麻の乱用を防ぐ
⑥	大麻取締法改正の概要（大麻の使用禁止） 参考①（厚生労働省 HP） 参考②（NHK HP）			法改正により大麻の使用が禁止されたことを周知し、大麻の乱用を防ぐ
⑦	薬物を誘われた時の断り方 参考①（東京都 HP） 参考②（NPO 法人ふるすあるは HP）	—	若年層（30歳未満）	薬物の使用を誘われた時の適切な対応方法を啓発することで薬物乱用を防ぐ
⑧	薬物乱用防止に関する各種運動期間における運動内容の周知・啓発（麻薬・覚醒剤・大麻乱用防止運動、「ダメ。ゼッタイ。」普及運動） 参考①（（公財）麻薬・覚せい剤乱用防止センター HP） 参考②（（公財）麻薬・覚せい剤乱用防止センター HP）	—	全県民	各種運動の主旨を周知し、県民の薬物乱用防止意識を向上させる

※①～⑧について、すべてを分割して広報する必要はなく、複数のテーマについて同一の広報物に掲載することで啓発を兼ねることも可能とする。

別紙 1



二色ボールペン+シャーペン



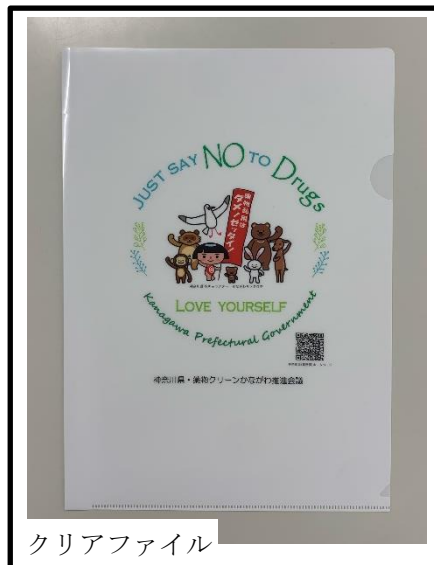
シャーペン



ウェットティッシュ



フリクションマーカー



クリアファイル



エコバッグ



エコバッグ



メモ帳



付箋



紙せっけん



消しゴム

別紙2（参考）

令和5年度薬物乱用防止「成人の日」街頭キャンペーン実施計画

1 趣旨

最近の薬物情勢については、薬物乱用の低年齢化、薬物密売手口の巧妙化、密輸ルートが多様化など、依然として深刻な状況が続いている。

本県においても、覚醒剤・大麻等薬物の乱用は依然として高水準にあり、特に大麻については検挙人員の増加傾向が顕著で、近年の県内における未成年者検挙人員の大多数を占めるなど、まことに憂慮すべき事態である。その背景には、インターネット等で「大麻はほかの薬物より安全」「海外では合法化されているから安全」といった、誤った情報が広がっていることが考えられる。

このような状況を踏まえ、「二十歳の市民を祝うつどい」に出席する若者を対象として、薬物の恐ろしさを訴え、薬物乱用防止の普及啓発を図るため、関係機関・団体が一体となり薬物乱用防止「成人の日」街頭キャンペーンを行う。

2 開催日時

令和6年1月8日（月・祝）11：30～12：30

3 場所

JR東海新横浜駅北口東広場（横浜市営地下鉄側）及びペDESTリアンデッキ

4 主催

神奈川県

横浜市

薬物クリーンかながわ推進会議

5 内容

- （1）薬物乱用防止の呼びかけ
- （2）啓発資材の配布（2,000部）
- （3）パネル展示等

薬物から身を守るために自分を大切にしよう!


Q1 覚醒剤や大麻、危険ドラッグを使用すると、体にどんな悪影響があるのですか?

A1 覚醒剤は、一時的に気分が高まり、自信が出て、疲労感が取れたように感じると言われていますが、それは長続きのものです。効果切れると意気込みや疲労感、ゆううつ感に襲われます。**薬の使い方を正しく、薬量や頻りに気を配ります。**

Q2 大麻は量が少ないので情報はまだいいです。大麻に含まれる成分には**急性毒性**があり、繰り返し使用する**慢性毒性**を引き起こしたり、**精神障害**をきたし、**認知能力の低下**を来し、仕事や学校が難しくなることもあります。また**女性も男性も生殖系に悪影響**があります。

Q3 危険ドラッグには、何が入っているかわかりません。とても危険で悪いんだね

A3 危険ドラッグには、何が入っているかわかりません。これを人体に摂取することにより**急性毒性**、**慢性毒性**、**依存性**、**認知能力の低下**などが引き起こされます。**精神障害**や**死に至る原因となる重大な悪影響**があります。



体験談

MDMAを飲んだら薬の効果がなくなった。薬が効かないのは自分か？と悩んで、学校の先生の話を聞いて薬を止めようと思った。もう6ヶ月もたつた。薬の効果がなくなった。死んだらよかった。

17才 女子 高校生

子どもの年齢が小さいと薬を飲んだのは1年前のことです。子どもの薬が効かなくなると、親が心配するようになります。その時、親は子どもの目の前で、薬が効かなくなると、薬を飲んだら薬の効果がなくなった。死んだらよかった。

22才 男性 大学生

相談窓口のご案内

精神保健福祉センター ☎045-821-6937 (相談時間 月曜18:30~10:30)

県薬務課 ☎045-210-4972

精神保健福祉事務所・保健所

県警本部 広報課民課 ☎045-664-9110

少年相談保護センター ☎045-641-0045

フリーダイヤル ☎0120-457-867

救急の急救室

県東部精神保健福祉センター ☎045-201-0770

横浜いのちの電話 ☎045-335-4343

川崎いのちの電話 ☎044-733-4343

※緊急で相談できます。まずは電話をかけてください。

発行：神奈川県薬務課 〒231-8588 横浜市中区日本大通1

あなたの人生を守るために薬物について知っておかなければいけないこと

薬物乱用は「ダメゼッタイ!」

薬物乱用とは、もともと病気の治療などに使う医薬品や、塗料などの工業用の薬品、その他一般にはよく知られていない薬物などを遊びや快楽を求めるために使用することをいいます。このような目的で薬物を使用する行為は、たとえ1回でも乱用にあたります。

危険な薬物は次のような別名で呼ばれています。いろいろな別名が紛らわしい別名で呼ばれています。

- 覚醒剤** (エス スピード アイス シャブ)
- 大麻** (マリファナ クラス チョコ)
- ヘロイン** (ペー ナイナホワイト シャンク)
- コカイン** (コーク スノク クラック)
- MDMA** (エクスタシー パウ)
- 危険ドラッグ** (合法ハーブ 6本 合法ハーブ 6本 アロマ)

危険ドラッグとは

「合法ハーブ」「バスソルト」「フレグランス」などと称して、いかに本人の摂取を目的としない物であるかのように装ってインターネット等で販売されています。これらには、法律で規制されている麻薬や指定薬物の成分が含まれているものがあります。その危険性は麻薬や覚醒剤と変わらないものも多く、乱用により死に至ることもあります。

神奈川県・薬物クリーンかながわ推進会議

神奈川県は薬物クリーンかながわ推進会議と協同で、薬物乱用防止活動を行っています。

薬物乱用による害

薬物乱用は身体に様々な悪影響を引き起こします。

- 脳** → 萎縮する。
- 眼** → 眼窩出血がおこる。(視力低下、失明)
- 気管支・肺** → 急性気管支炎で死亡することもある。
- 骨髄** → 赤血球が作られなくなる。貧血になる。
- 肝臓** → 食欲不振、黄疸、腹水がおこる。
- 生殖腺** → 萎縮する。生理不順、生殖能力の低下。

その他の害として、薬物を注射で乱用する場合、いろいろな**感染症(エイズ、肝炎など)**の原因になります。

薬物乱用のもっとも恐ろしい特徴は「依存性」と「耐性」です。

このことによって使う量や回数が増え、いきなり危険なサイクルに陥ります。「1回くらいなら」という気持ちが一生をダメにしてしまいます。

これらの違法な薬物を一回でも使用すると...

見せかけの元気 すぐ幸せ!

抑うつ地獄 イライラ 疲労感

依存性・耐性 強制的使用 もう1本... もう1本...

薬物乱用により一度でも覚醒剤や大麻などの精神障害がおこると、薬物をやめて普通の生活に戻ったとしても、酒を飲んだり、眠れないなどほんの小さなストレスがきっかけで、突然、かつて薬物を使っていたときと同じ症状が現れることがあります。

これを**フラッシュバック(自然再燃)現象**と云います。

薬物乱用は重大な犯罪です!!

日本には薬物乱用から国民の健康と安全を守るため「麻薬及び向精神薬取締法」「大麻取締法」「覚醒剤取締法」「あへん法」「毒物及び劇物取締法」などの法律があります。麻薬や大麻、覚醒剤などの輸入や製造、あるいは他人からの受け取り、他人への受け渡し、所持、使用などは厳しく罰せられます。このように薬物乱用が厳しく罰せられているのは、本人の心身への悪影響だけではなく、暴力、犯罪、家庭の崩壊など、社会に与える悪影響をもたらすからです。

薬物から自分を守るために必要なこと

覚醒剤は暴力団の資金源になっていることがほとんどです。最近では、住宅街やファミリーレストランの駐車場の隅で隠したり、携帯電話やインターネットのサイトを通じて販売するなど、私たちの生活圏に近づいてきています。

こんな強い言葉があるよ

「やせるよ!」「楽しくなるよ!」「ビタミン剤だよ!」「みんなやってるよ!」「二度だけなら大丈夫!」「すくやめられるよ!」

友達や先輩からすすめられたり、携帯電話やインターネットサイトを見ても、**きっぱりNOと断る! やらない勇気が薬物の魔力からあなたの人生を守ります。**

誘われたりして悩んだ時は**家族や先生、相談窓口**に相談してね!

薬物乱用は**とても危険**です!!

規格	□冊子 □チラシ ■リーフレット □パンフレット □ポスター □その他()								
	仕上	■A	□B(4)判	縦()mm	×	横()mm			
	(展開)	■A	□B(3)判	縦()mm	×	横()mm			
印刷・用紙	ページ数	表紙	ページ	本文	4	ページ	合計	4	ページ
		白紙	ページ	その他		ページ			
	刷色数	用紙種類			連量(四六判換算)				
本文①	(4)	色	再生	()	%	(コート)	紙	(90)	kg
特記事項	GPN-GL1「印刷・情報用紙」購入ガイドラインに沿った用紙であること。								
納品	梱包方法	□指示なし		■指示あり		100部ずつ帯止め、数百部単位で包装、数包装単位で箱詰め			

いま 今、大麻が危ない！
若者を中心に大麻の乱用が広がっています

大麻の検挙者が増えています！
約7割が20歳代以下

■全体 ■20歳代以下

2018 2019 2020 2021 2022 (年)

あやま 誤った情報に注意！！

- ×大麻は安全、無害だ！
- ×タバコや酒より安全！
- ×合法的な国もあるから安全！

すべて 誤りです！

⇒大麻は脳に影響して幻覚を起こしたり、自分の意志ではやめられなくなる危険な薬物です！！

イラスト提供 滋賀県広報センター

薬物依存症者の告白

俺がドラッグに初めて手を出したのは高校生の頃だった。修学旅行先で、「合法ハーブ」と銘打って売られていたのを見つけた。思い出ると面白半分で購入してみた。吸ってみたら、それまでに体験した事がないような感覚で、俺はすぐにとりこになった。同じ頃、先輩から「大麻は自然に生えている植物だから、体に優しくて無害」と大麻を勧められた。これが俺の大麻との出会いだった。俺は大麻を気に入った。楽しくなって、俺の生活は、大麻にあふれていった。しかし、終わりは来る。俺は大麻の所持で捕まった。大麻で捕まってしまったことで、それまで会社で築き上げてきた信頼を失うことになってしまった。

俺はそこで一旦立ち直った。気づいたんだ。大麻をやめようって、大麻をやめ、何とか生活出来るくらいにまでには立ち直れた。だが、実はその間も、大麻を使っていたあの頃の感覚を忘れてはなかった。「また、大麻を味わいたい。」そう考えていた時「危険ドラッグ」をゲットした。俺は使った。一旦はやめようとしたが、ついつい買いつけてしまう自分がいた。そして、遂に俺の体に異変が起こった。俺は車を運転して電柱に激突し、車は大破、大けがをしてなんとか一命を取り留められた。一旦ドラッグを辞めてしまおうと、やめることはとても難しい。とても苦しい思いをしなければならない。こんな思いをするなら、はなからドラッグなんかには手を出さなければよかった。今、俺はものすごく後悔している。

(厚生労働省ホームページから抜粋)

ひとりで悩まずに相談しましょう

県精神保健福祉センター	045-821-6937
県業務課	045-210-4972
県警本部 広報県民課	045-664-9110
少年育成課	045-641-0045
フリーダイヤル	0120-457-867
関東信越厚生局麻薬取締部横浜分室	045-201-0770
横浜いのちの電話	045-335-4343
川崎いのちの電話	044-733-4343

Just say "NO"!!!
NO DRUGS!!!

神奈川県PRキャラクターかながわキンタロウ

STOP!
薬物乱用!!

神奈川県
薬物クリーンかながわ推進会議

薬物乱用への甘い誘い

ちよつとだけ、ためしてみようよ

みんなやってるよ

やせられて、肌がきれいになるの

イライラがとれてスッキリするぜ

薬物の危険をさける3つのポイント

1. 薬物を誘われる危険性のある場所に行かない。
2. 誘われたら話題を変える。まったく違う話に変えてしまおう。
3. 誘われたら逃げる。人のいるところ、道の広い方、明るい場所に向かって逃げよう。

誘いの言葉にだまされない
「嫌だ!」とキツパリ断る勇気
大切な自分を守ろう!

「一度だけ」のつもりが人生を破壊します

違法な薬物を1回でも使用すると

見せかけの元気 すぐくずれ

抑うつ地獄 イライラ・疲労感

依存性、耐性、強迫的使用 もう1本・・・もう1本・・・

様々な問題をもたらします

凶悪な事件が発生する
薬物の乱用により、幻覚、妄想が現れ、殺人等の重大犯罪を引き起こしてしまうかもしれません。

重い罰を受ける
例えば、覚醒剤を違法に使用した場合、10年以下の懲役に処せられます。

友達や家族を失う
薬物におぼれ、人間関係の破壊により、友人、家族から孤立します。

乱用される薬物

覚醒剤 【エス・スピード・シャブ】	大麻 【マリファナ・チヨコ・ハッチ】
MDMA 【エクスタシー・パン】	危険ドラッグ 【お香・アロマ・バスルト】

薬物乱用が心身に及ぼす影響

眼 視力低下・失明	脳 脳が萎縮。幻覚・妄想
歯 ボロボロになる	肺 肺ガン
食道・胃 出血	骨髄 赤血球が作れない

規格	□冊子 □チラシ ■リーフレット □パンフレット □ポスター □その他()						
	仕上	□A	□B()判	縦(210)mm	×	横(100)mm	
	(展開)	■A	□B(4)判	縦()mm	×	横()mm	
印刷・用紙	ページ数	表紙	ページ	本文	2	ページ	合計 2
		白紙	ページ	その他		ページ	
		刷色数	用紙種類			連量(四六判換算)	
	本文①	(多)色	再生()%	(コート)紙	(90)kg		
	特記事項	GPN-GL1「印刷・情報用紙」購入ガイドラインに沿った用紙であること。					
納品	梱包方法	□指示なし		■指示あり		100部単位を帯びどめ、帯びどめ6個程度ごとに包装	

危険ドラッグは、買わない、使わない、かかわらない

NO!

危険ドラッグ! “絶対に” 手を出さないで!

匿名でも大丈夫です。まずはご相談ください。

神奈川県精神保健福祉センター 045-821-6937 (祝日を除く月曜、火曜 13:30~16:30)

横浜まごころの健康相談センター 045-671-4408 (祝日を除く平日 8:45~17:00)

川崎市総合リハビリテーション推進センター 044-201-3242

相模原市精神保健福祉センター 042-769-9818

横浜いのちの電話 045-335-4343

川崎いのちの電話 044-733-4343

県警察本部少年相談・保護センター 045-641-0045

県健康医療局生活衛生部薬務課 045-210-4972

合法だからといって安全とは限りません!!

神奈川県

「合法」と称して販売されている危険ドラッグは安全とは限りません

見た目がグミやクッキーのようなものでも危険な薬物が含まれていることがあります。だまされしないで!

たとえばこんなものが...

「食品」

- グミ、クッキー等の一見安全そうなお菓子に危険ドラッグの成分が含まれているもの
- 気軽に食べられるものであっても、危険な薬物が含まれている可能性があります
- 食品に危険な薬物が含まれていても、すぐに症状が現れず食べすぎてしまうことも...
- 次のような表示には要注意!
(健康被害が報告されている製品の表示例)

- ・20歳未満の方は摂取をお控えください
- ・初めての場合は半分だけ、様子を見て○分後に少しずつ追加してください
- ・体感発生までに○時間かかります

「リキッド」「ハーブ」

- 電子タバコのカートリッジ型のものや、紙で巻いて直接火をつけて煙を吸うもの等
- 「リラックスする」「気分が上がる」「すっきりする」等のうたい文句で販売されている
- 次のような表示には要注意!
(健康被害が報告されている製品の表示例)

- ・20歳未満の方は使用をお控えください
- ・初めての場合は1~2回吸引した後に○分ほど様子を見て少しずつ使用してください
- ・運転前の使用はおやめください

リラックスできるハイになれる

誘われたら、きっぱりと断る

危険な製品の使用を誘われた場合は、勇気をもってきっぱりと断ってください。どうしても断りにくい場合は、とにかくその場から立ち去ってしまいましょう。

トラブルに巻き込まれそうになったら、一人で抱え込まず、周囲の大人や専門の相談窓口に連絡してください。

一度だけなら大丈夫? とは思わないで

危険ドラッグは、合法などと称してあなたも安全であるかのように販売されていますが、どのような成分が入っているかわかりません。

また、危険ドラッグを使用した人に次のような症状が現れ救急搬送されています。

- ・異常行動(暴れる、突然走り回る、物に向かって話し続ける)
- ・パニック状態になり立ち上がれなくなる
- ・嘔吐、意識障害、失禁

神奈川県健康医療局生活衛生部薬務課
電話 045-210-4972

かながわの薬物相談 検索

上記は一例です。他にも様々な形で身近に迫ってきます。

規格	□冊子 □チラシ ■リーフレット □パンフレット □ポスター □その他()										
	仕上	□A	□B()判	縦(210)mm	×	横(100)mm					
	(展開)	■A	□B(4)判	縦()mm	×	横()mm					
印刷・用紙	ページ数	表紙	ページ	本文	2	ページ	合計	2			ページ
		白紙	ページ	その他		ページ					
		刷色数		用紙種類			連量(四六判換算)				
	本文①	(多)	色	再生 () %	(コート)	紙	(90)	kg			
	特記事項		GPN-GL1「印刷・情報用紙」購入ガイドラインに沿った用紙であること。								
納品	梱包方法	□指示なし		■指示あり		100部ごとに帯び留め、帯び留め6個程度ごとに包装し、3~4包装ごとに段ボール詰め					

あなたの大切な
人生を守りたい。

薬物に手を出してしまう前に、もう一度よく考えてみて



危険ドラッグ!

“絶対に”

手を出さないで

危険ドラッグは、

買わない、使わない、

かかわらない

神奈川県

STOP! 危険ドラッグ

「合法」と称して販売されている
危険ドラッグは安全とは限りません

見た目がグミやクッキーのようなものでも
危険な薬物が含まれていることがあります。だまされしないで!

たとえばこんなものが...

「食品」

- グミ、クッキー等の一見安全そうなお菓子に危険ドラッグの成分が含まれているもの
- 気軽に食べられるものであっても、危険な薬物が含まれている可能性があります
- 食品に危険な薬物が含まれていても、すぐに症状が現れず食べすぎてしまうことも...
- 次のような表示には要注意!
(健康被害が報告されている製品の表示例)

 - ・20歳未満の方は摂取をお控えください
 - ・初めの場合は半分だけ、様子を見て○分後に少しずつ追加してください
 - ・体感発生までに○時間かかります



「リキッド」「ハーブ」

- 電子タバコのカートリッジ型のものや、紙で巻いて直接火をつけて煙を吸うもの等
- 「リラックスする」「気分が上がる」「すっきりする」等のうたい文句で販売されている
- 次のような表示には要注意!
(健康被害が報告されている製品の表示例)

 - ・20歳未満の方は使用をお控えください
 - ・初めの場合は1~2回吸引した後に○分ほど様子を見て少しずつ使用してください
 - ・運転前の使用はおやめください



上記は一例です。他にも様々な形で身近に迫ってきます。

リラックスできる
ハイになれる

誘われたら、きっぱりと断る

危険な製品の使用を誘われた場合は、勇気をもってきっぱりと断ってください。どうしても断りにくい場合は、とにかくその場から立ち去ってしまいましょう。トラブルに巻き込まれそうになったら、一人で抱え込まず、周囲の大人や専門の相談窓口ご連絡してください。


一度だけなら大丈夫? とは思わないで

危険ドラッグは、合法などと称してあなたも安全であるかのように販売されていますが、どのような成分が入っているかわかりません。また、危険ドラッグを使用した人に次のような症状が現れ救急搬送されています。

- ・異常行動(暴れる、突然走り回る、物に向かって話し続ける)
- ・パニック状態になり立ち上がれなくなる
- ・嘔吐、意識障害、失禁

神奈川県健康医療局生活衛生部業務課
電話 045-210-4972

かながわの薬物相談 検索



匿名でも大丈夫です。
まずはご相談ください。

神奈川県精神保健福祉センター	045-821-6937 (祝日を除く月曜、火曜 13:30~16:30)
横浜市こころの健康相談センター	045-671-4408 (祝日を除く平日 8:45~17:00)
川崎市総合リハビリテーション推進センター	044-201-3242
相模原市精神保健福祉センター	042-769-9818
横浜いのちの電話	045-335-4343
川崎いのちの電話	044-733-4343
県警察本部少年相談・保護センター	045-641-0045
県健康医療局生活衛生部業務課	045-210-4972

NO!

絶対に手を出さないで!